

● 入院基本料について

当院では、（日勤、夜勤あわせて）一般病棟及び緩和ケア病棟は、入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しています。また入院患者25人に対して1人以上の看護補助者（看護補助者5割以上）を配置しています。
ICU病棟は（日勤、夜勤あわせて）2人に対して1人以上の看護職員を配置しています。
HUC病棟は（日勤、夜勤あわせて）4人に対して1人以上の看護職員を配置しています。

● DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価を出来高評価を組み合わせで計算する『DPC対象病院』となっております。
※医療機関係数1.5469（基礎係数 1.0451 + 機能評価係数Ⅰ 0.3718 + 機能評価係数Ⅱ 0.102 + 救急補正係数 0.0357 + 激変緩和係数 -0.0077）

● 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文章によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束について基準を満たしております。

● 入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に関する届出を行っています。
入院時食事療養に関する特別管理による食事提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理のもとに、適時（夕食については午後6時以降）適温にて提供しております。

● 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供の推進していく観点から、すべての患者さんへ領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行い場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

● 基本診療料／特掲診療料の施設基準等に係る届出について

当院の基本診療料及び特掲診療料に係る施設基準の関する届出事項は、別掲の「施設基準一覧」にてご確認ください。

● 保険外負担に関する事項について

当院では、特別な療養環境の提供（個室使用料）、病室設備利用料、証明書・診断書・文書作成料等につきましては、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。別掲の料金表をご参照ください。

● 保険外併用療養費について

- ・初診・再診にかかる費用の徴収について
国により医療機関の機能分化推進のため、他の保険医療機関等からの紹介によらず当院に直接来院された患者さんから初診に係わる費用として7,700円（税込）（歯科は5,500円（税込））を徴収することが義務化されました。ただし、緊急その他やむを得ない事情による場合にあっては、その限りではありません。当院が他の医療機関に対して文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、患者さん自らの意思で引き続き当院を受診される場合、通常の医療費の他に3,300円（税込（歯科は2,200円（税込）））をご負担いただきます。
※歯科はその他診療科（医科）は別の医療機関としての扱いとなる為、上記費用がそれぞれかかります。
- ・金属床による総義歯の提供に関する基準
別掲「保険外費用（文書（診断書等）料、各種ワクチン他等）一覧」をご参照ください。
- ・入院期間180日を超える入院に関する事項
法令に基づき、通算入院期間が180日を超える場合は、入院料に係る費用の一部を自費負担していただきます。
特別料金の額（1日につき）2,530円（税込）
- ・医薬品医療機器等法に基づく承認又は認証を受けた医療機器の使用等の実施に関する基準
別掲「保険外費用（文書（診断書等）料、各種ワクチン他等）一覧」をご参照ください。
- ・前歯部の金属歯冠修復に使用する金合金又は白金加金の支給に関する基準
別掲「保険外費用（文書（診断書等）料、各種ワクチン他等）一覧」をご参照ください。
- ・後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について
患者さんの希望により先発医薬品（長期収載品）を処方した場合に、後発医薬品（ジェネリック医薬品）との差額の4分の1に相当する金額を、選定療養費として患者さんにご負担いただきます。

● その他

- ・歯科外来診療における院内感染防止対策について（歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準）
当院は、口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じています。また、感染症患者に対する歯科診療を円滑に実施する体制を確保しています。歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されており、職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策及び新興感染症に対する対策等の院内研修等を実施しています。